

○ 財務省 告示第一号
経済産業省

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づき、事業再編の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月十七日

財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 茂木 敏充

事業再編の実施に関する指針

一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十三条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画の実施期間（三年（当該事業再編計画に認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあっては、五年）を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十一項第一号に掲げる措置及び同項第二号に掲げるものを行うことにより事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 事業再編による生産性向上に関する目標

事業再編による生産性向上に関する目標は、事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、次のいずれかとする。

- (1) 事業再編計画の終了年度において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より二以上改善していること。
- (2) 事業再編計画の終了年度における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より五パーセント以上改善していること。
- (3) 事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より六パーセント以上改善していること。
- (4) (1)から(3)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ 事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、事業再編を行う事業者単位の計算において、次の(1)及び(2)を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- (1) 事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。
- (2) 事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

二 事業再編の実施方法に関する事項

イ 事業再編の定義に関する事項

(1) 保有する施設の相当程度の撤去

法第二条第十一項第一号ワの保有する施設の相当程度の撤去とは、当該撤去する施設の帳簿価額が当該撤去を行う事業者の保有する全ての施設の帳簿価額の合計額の五パーセント（複数の施設を撤去する場合にあっては、十パーセント）以上となるものをいうものとする。

(2) 保有する設備の相当程度の廃棄

法第二条第十一項第一号ワの保有する設備の相当程度の廃棄とは、当該廃棄する設備の帳簿価額が当該廃棄を行う事業者の保有する全ての設備の帳簿価額の合計額の五パーセント（複数の設備を廃棄する場合にあっては、十パーセント）以上となるものをいうものとする。

(3) 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化

法第二条第十一項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の一パーセント以上とすることをいうものとする。

(4) 商品の生産の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当た

り製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合にあつては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合にあつては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。

(5) 商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。

(6) 生産に係る費用の相当程度の低減

法第二条第十一項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

ロ 事業再編の認定要件に関する事項

(1) 事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十三条第五項第二号の事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該事業再編の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十三条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

(3) 過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野(以下「業種等」という。)が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の(i)により範囲を特定された業種等が、次の(ii)及び(iii)に該当することとする。

(i) 過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

当面、需要の拡大が見込まれない業種等であつて、生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

(ii) 「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

判定対象となる業種等において、原則、過去十年間の年平均売上高成長率が一パーセントを下回っていることが認められ、かつ、原則、十年前の総資産利益率と直近の総資産利益率とを比べその成長率が一パーセントを下回っていることが認められること。

(iii) その状態が「長期にわたり継続することが見込まれる」ことを示す基準

判定対象となる業種等が次のいずれかに該当することにより、需要と供給が著しく乖離している構造が早期に解消される見込みがないこと。

① 当該業種等において、当面、需要の回復につながるような、市況に大きな変化をもたらす事象が見込まれていないこと。

② 当該業種等に、需要の変化に対して可変的に対応できない業態の特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくは業界団体による統計若しくはこれらに準ずるもの又は判定の対象となる特定の業種等に対応する統計若しくはこれに準ずる統計を用いるものとする。その際、統計の制約を踏まえ、当該業種等の業態の特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められる。

(4) 従業員の地位

法第二十三条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

(5) 適正な競争の確保

法第二十三条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(6) 一般消費者等の利益

法第二十三条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が、法第二十五条第五項の規定により認定を行うに当たっては、特別事業再編計画の実施期間（三年（当該特別事業再編計画に認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあっては、五年）を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十二項第一号に掲げる措置及び同項第二号に掲げるものを行うことにより特別事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特別事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 特別事業再編による生産性向上に関する目標

特別事業再編による生産性向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、次のいずれかとする。

- (1) 特別事業再編計画の終了年度における減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、特別事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より三以上改善していること。
- (2) 特別事業再編計画の終了年度における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より十パーセント以上改善していること。
- (3) 特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より十二パーセント以上改善していること。
- (4) (1)から(3)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ 特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、特別事業再編を行う事業者単位の計算において、次の(1)及び(2)を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- (1) 特別事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。
- (2) 特別事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(1) 有効に組み合わせた経営資源の一体的活用

法第二条第十二項の事業者が当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することとは、それぞれの有する知識、技術又は技能等を活用することにより、商品の開発、資材調達、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供等において協力することをいうものとする。

(2) 特別事業再編における対価の額

法第二条第十二項第一号の対価の額とは、法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置を行うため計画申請時において交付を見込んでいる当該事業者の株式の数に、その株式一株当たりの時価に相当する額を乗じて得た額とする。

(3) 新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓することとは

、法第二条第十一项第二号イ、ロ、ハ又はニのいずれかを行い、かつ、当該特別事業再編計画の終了年度における当該事業活動に係る当該商品又は当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から五以上上回ることをいうものとする。

(4) 中核的事業の割合の相当程度の増加

法第二条第十二項第二号ハの中核的事業の売上高等の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合とは、(i)の場合とする。ただし、当該事業者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が多く存在するなど事務負担が大きく、(i)による計算を行うことが困難な場合においては(ii)の場合とすることができる。なお、(ii)において事業者の子会社がある場合の計算において、事業者が連結財務諸表を作成している場合には連結財務諸表における売上高等を用いることができる。他の会社等に子会社がある場合の計算においても同様とする。

(i) 特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

① 他の会社又は外国法人（以下この(4)において「他の会社等」という。）が関係事業者又は外国関係法人（以下この(4)において「関係事業者等」という。）となった後における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合（当該事業者が保有する株式（その子会社が保有するものを含む。）の数を発行済株式総数で除した値をいう。以下この(4)において同じ。）を乗じた額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値

② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を含む。）を当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値

(ii) (i)による計算を行うことが困難な場合であって、特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

① 他の会社等が関係事業者等となった後における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社（当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社を除く。）の中核的事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社（当該他の会社等を除く。）の全ての事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額で除した値を百分率で表した値

② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事業の売上高等の額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の額を含む。）で除した値を百分率で表した値

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(1) 特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十五条第五項第二号の特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該特別事業再編計画の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、当該特別事業再編計画に係る事業再編が法第二条第十二項第一号に該当するものであることにより他の会社の株式若しくは持分又は外国法人の株式若しくは持分（これらに類似するものを含む）の取得が円滑に行われるものであり、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が可能でないことをいうものとする。

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十五条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特別事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が二ロ(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該特別事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

(3) 従業員の地位

法第二十五条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、当該特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

(4) 適正な競争の確保

法第二十五条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、当該特別事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(5) 一般消費者等の利益

法第二十五条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、当該特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関して留意すべき事項

イ 法第二十二条第二項第五号の国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野は、次の(1)から(5)までの事業分野とする。

(1) 健康、医療又は介護に関する事業分野

疾病予防、健康づくり、医療診療又は介護の自立支援等に関する社会課題に対応し、健康寿命の延伸を図るため、データ（ゲノム情報、データベース等）、人工知能、情報通信技術、ロボット、優れた技術シーズ等の活用により、健康、医療又は介護等に係る質の高い商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(2) 移動の次世代化に関する事業分野

人又は物の移動の効率化又は高度化を図るため、データ、人工知能、情報通信技術、ロボット等の活用により、移動に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(3) 製品等の供給に係るプロセスの次世代化に関する事業分野

製品又はサービスの供給に係る企画、設計、資材調達、生産、物流、販売又は保守等の一連のプロセスの一部又は全部の効率化又は高度化を図るため、企業の枠を超えたデータ連携等により、製品等の供給に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(4) 快適なインフラ又はまちづくりに関する事業分野

インフラ設備の点検若しくは補修、防災対策又はまちづくり等においてデータ、人工知能、情報通信技術又はロボット等の活用により、快適な社会の創出を図るため、建設、建物若しくは設備の保守若しくは管理、防災又はまちづくりに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(5) 先端技術を活用した金融関連サービスに関する事業分野

利用者の利便性の向上、企業の資金調達力や生産性又は収益力の向上を図るため、データ、人工知能、情報通信技術等の活用により、送金、決済、資産運用又は資金調達等の金融関連サービスに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

ロ 法第二十二条第二項第五号の国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野に係る特別事業再編に関して留意すべき事項は、イの事業分野に係る特別事業再編について、法第二条第十二項第二号イの関係事業者等の革新的な技術又は事業の実施の方式が、イの事業分野において有効に活用できるものであることとする。

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関して留意すべき事項

イ 法第二十二条第二項第六号の相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務は、情報通信技術を活用する商品又は役務であって、次の(1)又は(2)のいずれかの特性を有していることにより相当数の事業者の事業活動に広く用いられるものとする。

(1) 相当数の事業者の事業活動に不可欠であって、他社が供給する商品又は役務によって代替することが容易でないこと

(2) 当該商品又は役務を利用する事業者又は消費者の数が増加することに応じて当該商品又は役務を利用する事業者の便益が相当程度増進されること

ロ 法第二十二條第二項第六号の相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務に係る特別事業再編に関して留意すべき事項は、イの商品又は役務に係る特別事業再編については、法第二十二條第十二項第二号ロの関係事業者等の経営資源を有効に活用できるものであることとする。

七 生産性向上設備等の導入と併せて行う事業再編のための措置又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

イ 事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度の趣旨・目的

当該制度は、グローバル市場における激しい競争に対応するため、国内外での供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補完的に供給するためのものであり、認定事業者又はその関係事業者（以下「認定事業者等」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第三十九條第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて低利・長期の資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次の(1)及び(2)に該当することを要件とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。

(ii) 認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が、当該認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行う認定事業者等が過去三年間に行った設備投資額の総額より大きいこと。

(2) 当該資金の貸付期間が五年以上であること。

ロ 公庫及び指定金融機関が資金の貸付けの業務を行う上で配慮すべき事項

(1) 認定事業者等が指定金融機関に対して、認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金について借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業者等の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

(2) 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

(3) 指定金融機関による貸付けの利率は、直近の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融資資金であることを踏まえて定めるものとする。

(4) 指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は、公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

(5) 公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。この場合において、公庫による指定金融機関に対する貸付けの利率は、国から公庫に対する財政投融資資金の貸付けの利率と同一の率とする。

(6) 公庫及び指定金融機関は、認定計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

八 その他事業再編に関する重要事項

イ 法第二十七條第一項の規定による公正取引委員会への協議において公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化する場合

主務大臣は、法第二十七條第一項の規定による公正取引委員会への協議を行う場合であって、次のいずれかの事由があると認められる場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるとき

には、通常、申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されるものと考えられることに鑑み、公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化するものとする。

(1) 事業再編関連措置を行う事業者が販売若しくは提供する商品若しくは役務又は販売若しくは提供を受ける商品若しくは役務について、次のいずれかに該当することが明らかであること。

(i) 事業再編関連措置を行う事業者の間で競合関係にある商品又は役務が次のいずれかに該当すること。

①事業再編関連措置に係る合併、会社の分割その他の共同行為（以下「合併等」という。）の実施後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）が千五百以下であること

②合併等の実施後のHHIが千五百超二千五百以下であって、かつ、HHIの増分が二百五十以下であること

③合併等の実施後のHHIが二千五百超であって、かつ、HHIの増分が百五十以下であること

(ii) 事業再編関連措置を行う事業者の間で取引関係にある商品又は役務が次のいずれかに該当すること。

①事業再編関連措置を行おうとする事業者が関係する全ての商品又は役務において、合併等の実施後の当該事業者の市場占有率が十パーセント以下であること

②事業再編関連措置を行おうとする事業者が関係する全ての商品又は役務において、合併等の実施後のHHIが二千五百以下の場合であって、合併等の実施後の当該事業者の市場占有率が二十五パーセント以下であること

(2) 当該協議を行う前に、公正取引委員会から事業再編関連措置に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に抵触しない旨の回答が得られていること。

ロ いずれの事業者も当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社と合算して特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有しない二以上の事業者が事業再編又は特別事業再編を共同して実施するに当たり、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合

二以上の事業者が共同して事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合は、当該二以上の事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、当該二以上の事業者が認定計画に従って事業再編又は特別事業再編のための措置を共同して行うことを書面により合意している場合に限り、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

ハ 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、法第三十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求（以下ハにおいて「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合には、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合に限り、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

ニ 関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満たない事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十二条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合

他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一

号に規定する子法人等をいう。)を含む。(2)において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合(以下「議決権保有割合」という。)が百分の四十に満たない事業者(当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。)は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める措置を講ずる場合に限り、法第三十二条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定(変更の認定を含む。)を受けることができるものとする。

(1) 法第三十二条第一項に規定する株式の発行及び自己株式の処分をしようとする事業者又はその子会社(法第三十二条第一項に規定する子会社をいう。)が公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。)の方法により他の株式会社の株式(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。ニにおいて同じ。)を取得する場合 事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるように、当該公開買付けにおいて金融商品取引法第二十七条の十三第四項第一号に規定する条件(外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの)を付すこと。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 他の株式会社の株式の取得に係る契約において基準株式数(他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に百分の四十を乗じて得た数(その数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを一に切り上げるものとする。))から自己の計算において所有している議決権の数を減じて得た数の議決権に係る他の株式会社の株式の数をいう。)以上の他の株式会社の株式の取得に係る契約が締結されていることを他の株式会社の株式の取得がその効力を生ずることの条件とすることその他の事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるために必要な措置を講ずること。

ホ 事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十三条の規定による特例措置を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合その他の特定剰余金配当の効力が生ずる日後遅滞なく特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されることが予定されている場合(当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。)に限り、法第三十三条の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定(変更の認定を含む。)を受けることができるものとする。

へ 事業再編に係る低利・長期資金調達を促進するに当たっての配慮

主務大臣は、認定事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがないように、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。

ト 主務大臣は、事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないように、必要な指導・監督を行うものとする。

チ 労働者の理解と協力

法第三十五条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該事業再編又は特別事業再編に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとし、法第二条第十一項第一号イ又はホ(事業の譲渡に限る。)に掲げる措置を行う場合にあつては、協議に当たって行政機関によって策定された関連する指針等を勘案するものとする。

リ 主務大臣が法第二十三条第五項又は第二十五条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画又は特別事業再編計画の申請を行った事業者が次のいずれにも該当しないことを認定の要件とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定

する暴力団員（以下この(1)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(3)において「暴力団員等」という。）

(2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

九 備考

イ この告示において使用する用語は、法及び産業競争力強化法施行規則（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）において使用する用語の例による。

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 本文一イ及び三イの各項目の計算方法

(i) 有形固定資産回転率

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

(ii) 付加価値額

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

(2) 本文一ロ(1)及び三ロ(1)の各項目の計算方法

(i) 有利子負債

$$\text{有利子負債} = \text{借入金} + \text{社債} + \text{リース債務}$$

(ii) 運転資金

$$\text{運転資金} = \text{売上債権} + \text{棚卸資産} - \text{仕入債務}$$

ただし、上記計算において、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売上債権に準ずるものとみなす。

(iii) 信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

① 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

1 国債及び地方債

2 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）

3 特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）

4 金融債

5 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）

6 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債

7 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式

8 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）

9 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券

10 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券

11 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券

12 その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、5 から 11 までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

② 評価額の計算方法

① 1 から 12 までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の 1 から 5 までに掲げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

- 1 国債 時価評価額に九十五パーセントを乗ずること。
- 2 政府保証債 時価評価額に九十パーセントを乗ずること。
- 3 株式 時価評価額に七十パーセントを乗ずること。
- 4 その他の債券 時価評価額に八十五パーセントを乗ずること。
- 5 ① 12 に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

(iv) 留保利益

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

① 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。

② 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

(v) 減価償却費

本文一〇(1)及び三〇(1)中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(vi) 引当金

本文一〇(1)及び三〇(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- ① 賞与引当金
- ② 退職給付引当金
- ③ 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

(3) 本文一〇(2)及び三〇(2)の各項目の計算方法

(i) 経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

(ii) 経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は当該減少額に－1を乗じた額）とする。

(4) 本文八イ(1)の項目の計算方法

(i) HH I

当該商品又は役務における各事業者の市場占有率の2乗の総和による。

なお、HH I の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

- ① 各事業者の市場占有率の計算方法は、(ii) に掲げる計算方法による。
- ② 一部の主要事業者の市場占有率しか把握できない等の理由により、HH I の値が本文六イ(1)(i)及び(ii)に示した数値を超えるか否か判断できないような場合には、以下の計算方法による推計値によって検討する。

HH I = 最上位企業の市場占有率 (%) の 2 乗 × 0.75 + 上位 3 社累積市場占有率 (%) × 24.5 - 466.3

(ii) 各事業者の市場占有率

各事業者の市場占有率 (%) = $\frac{\text{各事業者の当該商品の販売数量}}{\text{当該商品の販売数量}} \times 100$

なお、市場占有率の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

① 事業再編関連措置を行おうとする事業者の市場占有率は、当該事業者の子会社、当該事業者の親会社であって他の会社の子会社でないもの、当該親会社の子会社その他の当該事業者の市場に

おける影響力を適切に評価するために必要な事業者の市場占有率を含める。

- ② 販売数量により計算することが適当でない場合には、販売金額、生産能力その他の市場の競争状況を適切に把握することができる指標を用いる。